

公益財団法人 助成財団センター

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(講演会の講師謝金)

第1条 常勤役員及び常勤職員（以下「役員等」という。）が他団体の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から当センターが講師派遣料を受領したときは、理事長は受領した講師派遣料の80%の金額を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員等が他団体の依頼により機関紙等に執筆し、依頼元から当センターが執筆謝金を受領したときは、理事長は受領した執筆謝金の80%の金額を支払うことができる。

(改正)

第3条 この規則の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から実施する。

ただし、平成25年4月1日に遡って適用する。

この規則は、平成26年3月13日から実施する。